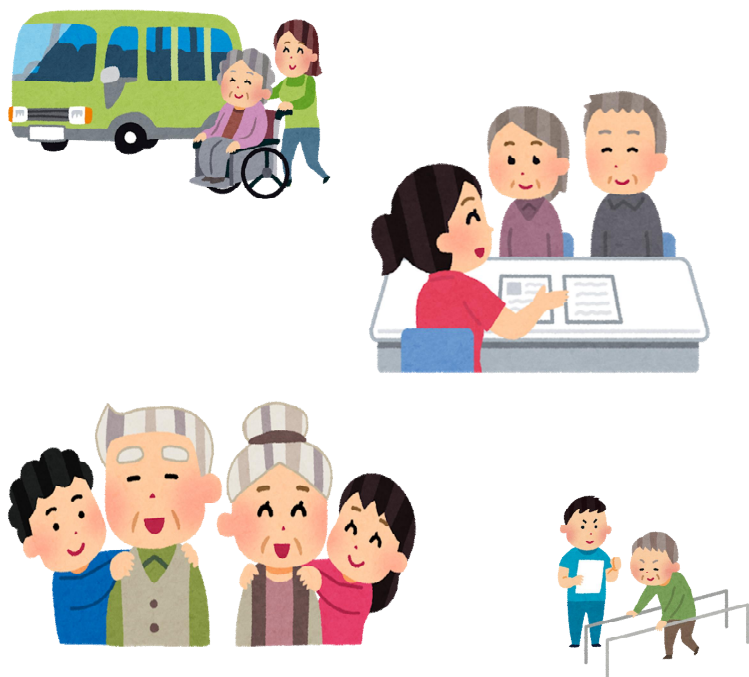


令和 8 年度



- 隠岐の島町役場
保健福祉課 高齢者福祉係
(在宅医療・介護連携相談窓口)

- 隠岐の島町
地域包括支援センター

TEL: 08512-2-4500

令和 8 年 4 月作成

高齢者サービスのいろいろ

目 次

① 相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ページ

隠岐の島町地域包括支援センター

② 介護保険制度の概要・・・・・・・・・・・・2 ページ

利用資格、要介護認定までの手順、在宅サービスの区分支給限度基準額、サービス利用開始までの手順、介護保険で受けられるサービス

③ 介護保険で利用できる在宅サービス・・・・・・・・9 ページ

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、小規模多機能型居宅介護、住宅改修費支給

④ 施設・居住系サービス・・・・・・・・・・・・16 ページ

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、養護老人ホーム

⑤ 要介護認定を受けている方への福祉サービス・・・・・・・・20 ページ

配食サービス、家庭用介護用品の支給

⑥ 一般高齢者向け福祉サービス・・・・・・・・・・21 ページ

日常生活用具貸与サービス、高齢者緊急訪問介護員派遣サービス、高齢者緊急時短期入所サービス、認知症カフェ、はつらつサロン、健康教室、らくらくエクササイズ事業、老人クラブ、日常生活自立支援事業

⑦ 総合事業対象者向けサービス・・・・・・・・・・25 ページ

おたっしゃデイサービス、パワーリハビリ、配食サービス

医療機関等 一覧・・・・・・・・・・・・・・27 ページ

① 相談窓口

隠岐の島町地域包括支援センター

「隠岐の島町地域包括支援センター」は地域で暮らす皆さんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられた機関です。

皆さんが、いつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、「隠岐の島町地域包括支援センター」を積極的にご利用ください。

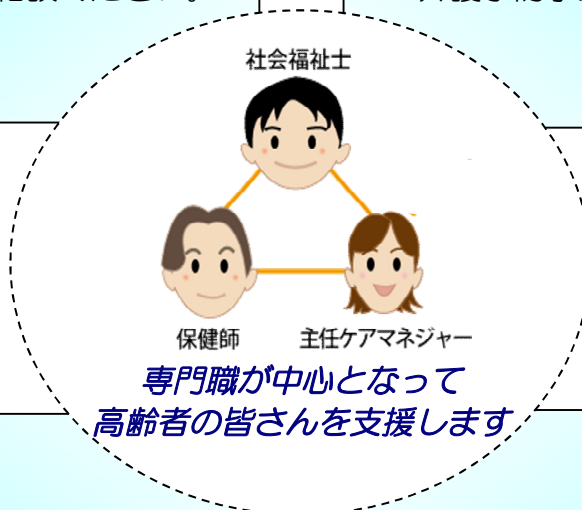
隠岐の島町地域包括支援センターではこんなことをします。

さまざまな相談ごと（総合相談）

介護に関する相談や悩みだけでなく、健康や医療、福祉や生活に関する事など、あらゆる相談にも対応します。どこに相談してよいか分からないといった悩みもまずはご相談ください。

自立して生活できるよう支援 （介護予防ケアマネジメント）

要介護認定において「要支援1・2」と判定された方のケアプランの作成や、「介護が必要になる恐れのある方」へ介護予防事業をご案内します。



権利を守ること（権利擁護）

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度の紹介など、高齢者の皆さんの権利を守ります。

暮らしやすい地域のために （包括的・継続的ケアマネジメント）

介護に携わる方々への支援、助言や、医療機関等の関係機関とのネットワークをつくり、調整を行います。

② 介護保険制度の概要

1 利用資格

	第1号被保険者	第2号被保険者
区 分	65 歳以上の方	40 歳以上 65 歳未満の健康保険に加入している方
保 険 料	14 段階の所得段階に応じて決まります。(詳しくは隠岐広域連合 HP をご覧ください)	加入している健康保険の算定方法に基づき、所得に応じて決まります。
保険料の支払方法	○年金年額が 18 万円以上の方は、年金から天引きとなります。(特別徴収) ○年金年額が 18 万円未満の方は、隠岐広域連合から送付される納付書や口座振替によって納めていただきます。(普通徴収) ※年金年額が 18 万円以上あっても、次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めていただきます。 ●年度途中で 65 歳になった場合 (1 日が誕生日の場合は前月が 65 歳到達月となります) ●他の市区町村から転入した場合 ●収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合	健康保険料と一括して支払います。 詳しくは下記へお問い合わせください。 ○隠岐の島町国民健康保険は 隠岐の島町役場 町民課 国保年金係 電話 2-8560 ○隠岐の島町国民健康保険以外の方は、ご加入の各健康保険にお問い合わせください。
給付の対象者	○寝たきり、認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活に介護が必要な方(要介護者) ○日常生活の一部に支援が必要だが心身の機能の維持・改善が見込める方(要支援者)	下記の特定疾病(16 疾病)によって、介護または支援が必要となった方 ●脳血管疾患●骨折を伴う骨粗鬆症●筋萎縮性側索硬化症●脊柱管狭窄症●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症●初老期における認知症●パーキンソン病関連疾患(パーキンソン病、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症)●多系統萎縮症(線条体黒質変性症、シャイドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮)●脊髄小脳変性症●後縦靱帯骨化症●閉塞性動脈硬化症●関節リウマチ●慢性閉塞性肺疾患●早老症●がん末期
被保険者証	65 歳の誕生月から交付されます。	要介護・要支援に認定された時に交付されます。

2 要介護認定までの手順

介護保険のサービスを利用するためには要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

申請

サービスの利用を希望される方は、役場の窓口に申請をしましょう。

申請窓口は、
保健福祉課高齢者福祉係
地域包括支援センター、
各支所です。
※医療保険情報が必要となりました。
医療保険証をご持参ください。

申請の際には以下の
内容を担当の職員がお
たずねします。

- ・申請者、対象者の住所、氏名、電話番号
- ・介護が必要になったいきさつ、現在の状況、病名、ケガの内容
- ・主治医
- ・希望のサービス



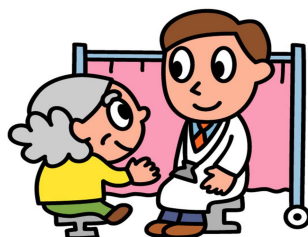
認定調査

役場の訪問調査員が
自宅、病院、施設等を
訪問し、心身の状況を
調べるために、本人と
家族などへ聞き取り
調査をします。（※注）



主治医意見書

心身の状況について
医学的所見を記載した
意見書を主治医に作成
してもらいます。
（役場から依頼します）
なお、申請者の費用
負担はありません。



審査・判定

1次判定 （コンピュータ判定）



2次判定 （介護認定審査会）

保険、医療、福祉の
専門家により構成して
いる介護認定審査会に
おいて、1次判定結果
と主治医意見書に基づ
き、要介護または要支
援の区分を判定します。
※申請から結果が出る
まで1ヶ月 程度時間
を要します。

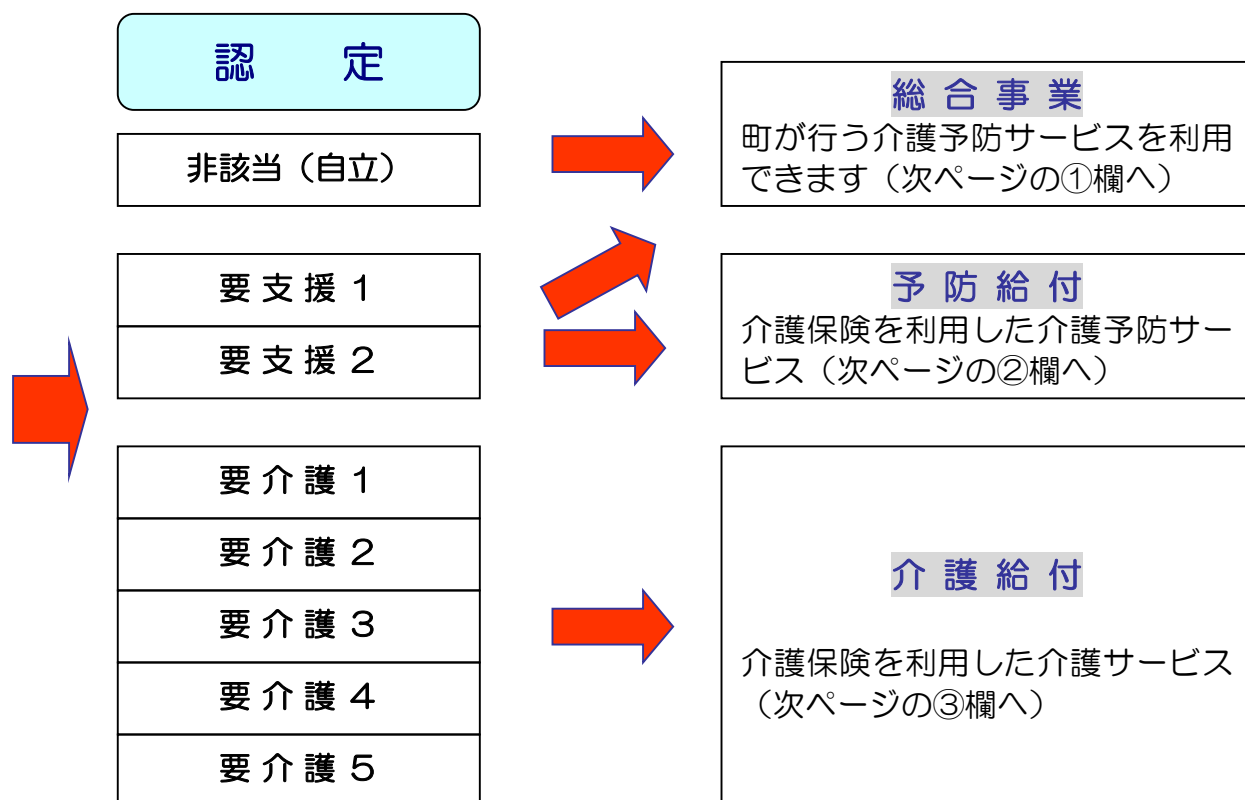
市区町村



30日以内



（※注）発病・受傷した直後などは、病状が安定するまで、認定調査は行えません。
状態が安定した段階で認定調査を行います。



認定の有効期間

- 認定の有効期間は、新規及び変更申請の場合は、原則として6か月です。
（心身の安定状況を勘案して、12か月となる場合があります）
- 更新申請の場合は原則として12か月です。
（心身の安定状況を勘案して、最大48か月となる場合もあります）

在宅サービスの区分支給限度基準額

- 下記の限度額の範囲内で必要なサービスを組み合わせて利用します。
- 限度額内で利用されたサービス費用は原則として9割が保険から給付され、1割（一定以上所得者は2割または3割）は自己負担となります。

状態区分	在宅サービス支給限度額（月額）	自己負担（1割負担）
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

3 サービス利用開始までの手順

介護サービスを利用するにはケアプランを作成する必要があります。（なお、認定手続き中の場合、要介護認定されることが見込まれる方で、サービスを早急に必要とする場合は、仮のケアプランでサービスを開始することができます。）

①要介護（要支援）になるおそれのある方

総合事業の介護予防サービスが利用できます。

要介護（要支援）認定の対象とはならないが、将来的に要介護状態となる危険性が高い方が対象です。

対象者の把握

- 基本チェックリスト
- 関係機関（民生委員等）からの連絡
- 要介護認定非該当者
- 保健、福祉職員の訪問活動等による実態把握
- 本人、家族、地域住民からの連絡

②要支援1・2と判定された方

予防給付の介護予防サービス利用できます。

日常生活の一部に介助が必要だが心身の機能の維持・改善が見込める方が対象です。

※総合事業のサービスを受けることができます。

予防給付の利用を希望する場合

地域包括支援センターまたは、居宅介護支援事業所に連絡し、担当ケアマネジャーを決めます。

※要支援1・2と判定された方は介護保険施設に入所はできません。

③要介護1～5と判定された方

介護給付の介護サービスが利用できます。日常生活の多くの場面で介護を必要とする度合いが高い方が対象です。

在宅サービスの利用を希望する場合

居宅介護支援事業者を決めて契約します。（7ページをご覧ください）

介護保険施設へ入所を希望する場合

入所を希望する介護保険施設へ、担当のケアマネジャーが申し込みを行います。

地域包括支援センター

対象者の選定

把握した対象者の中から、要介護（要支援）状態になるおそれのある方を事業対象者と決定。

サービス決定

対象者本人の心身の状態や対象者本人の希望を踏まえ、要介護（要支援）状態にならないために利用するサービスを決定します。

総合事業の介護予防サービスを利用

ケアプランにしたがって、総合事業のサービスを行います。

地域包括支援センター

ケアプラン作成

対象者本人の心身の状態や対象者本人の希望を踏まえ、介護予防や自立支援に必要なサービス利用計画を決定します。
（ケアプラン作成の一部を、居宅介護支援事業所に委託する場合があります）

介護保険の介護予防サービスを利用

ケアプランにしたがって、介護予防サービスを行います。



居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）

ケアプラン作成

対象者本人の心身の状態や対象者本人、家族の希望を踏まえ、介護や自立支援に必要なサービス利用計画を決定します。

介護保険の介護サービスを利用

ケアプランにしたがって、介護サービスを行います。

介護保険施設の種類

施設の性格（16～17 ページ参照）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、必要な介護が受けられます。

介護老人保健施設（老人保健施設）

入院治療の必要がない状態まで回復した方が、在宅復帰を目指しリハビリ中心の介護を受けます。

居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業者とは、ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置している事業所です。ケアプラン（介護サービス計画）の作成を依頼するときの窓口となり、サービス利用を希望する場合は、本人または家族が居宅介護支援事業者を1ヶ所選んで、直接連絡して依頼・契約します。居宅介護支援事業者は、変更することができます。

居宅介護支援事業者の利用に関しては、利用者の費用負担はありません。

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは…

要支援、要介護認定を受けた方からの相談に応じ、本人・家族の希望や心身の状態から自立支援に向けた適切な在宅サービスが利用できるようケアプランを作成し、介護サービス事業者や行政と連絡調整、手配をする職種です。

ケアマネジャーは、都道府県知事が行う実務研修受講試験に合格し、実務研修課程を修了した人で、資格は5年ごとの更新制です。



居宅介護支援事業者を選ぶポイント

選ぶときだけでなく、契約した後もよく振り返ってみましょう。

- サービスの内容や利用の仕方などを、わかりやすく説明してくれているか。
- 質問したことにきちんと答えてくれているか。
- 利用者や家族の意思を尊重してくれているか。
- サービスについての苦情や相談に、親身になって対応してくれているか。
- 介護保険制度やサービス事業者についての知識、情報を十分もっているか。
- 迅速に対応してくれているか。
- 他の家庭の内情を話したりしていないか。
- 利用者の状況に合ったサービス内容や回数となっているか。必要以上のサービスを押しつけていないか。
- 1ヶ月に1回必ず訪問して状況確認してくれているか。
- 家庭に来たときに、宗教、商品の勧誘、特定政党、団体等の支援依頼などをしていないか。

居宅介護支援事業所一覧

事業所名	所在地	電話
居宅介護支援事業所 共生	栄町1088	2-7502
あたご会居宅介護支援事業所	郡425-5	5-9160
住吉在宅介護支援センター	都万1791-1	6-3200
居宅介護支援事業所 かえて	岬町中の津の四302	2-3454

4 介護保険で受けられるサービス

(詳細は9ページ以降をご覧ください)

	在宅サービス	施設サービス
要介護者 (要介護1～5)	○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション（デイケア） ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護（ショートステイ） ○特定施設入居者生活介護 （養護老人ホーム等における介護） ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給） ○住宅改修費支給 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型通所介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	○介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ○介護老人保健施設 （老人保健施設）
要支援者 (要支援1・2)	○訪問介護相当サービス（※1） （ホームヘルプサービス） ○通所介護相当サービス（※2）（デイサービス） ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防通所リハビリテーション （デイケア） ○介護予防短期入所生活介護 （ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 （ショートステイ） ○介護予防特定施設入居者生活介護 （養護老人ホーム等における介護） ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給） ○介護予防住宅改修費支給 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）（※3）	（※1）（※2）は総合事業として利用できます。 要支援の方は一部の施設が利用できません。 （※3）要支援1の方は利用できません。

③ 介護保険で利用できる在宅サービス

要介護、要支援の状態区分に応じて「在宅サービスの区分支給限度基準額」（４ページ）の月額範囲内でサービスを組み合わせて利用します。

要支援１・２の方は地域包括支援センターの職員、要介護１～５の方は居宅介護支援事業所のケアマネジャーと、よく話し合いながらサービスを利用してください。

１ 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行います。

○ 身体介護

- ・食事、排泄、入浴の介助
- ・起床、就寝、服薬、通院などの介助
- ・通院などのための乗降車のお手伝い

○ 生活援助

- ・部屋の掃除や洗濯
- ・食事の準備や調理
- ・生活必需品の買い物、薬の受取り



要介護１～５

ホームヘルパーがご家庭へ訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。通院等を目的とした乗降介助も利用できます。

（自己負担の目安）※特別地域加算あり
（１日につき）

身体介護（２０分～３０分）	２４４円
生活援助（２０分～４５分）	１７９円

要支援１・２ 介護予防訪問介護

生活行為を自分で行うことが困難で、同居家族の支援や、他の支援手段がない場合に限り、ホームヘルパーによるサービスが受けられます。

（自己負担の目安）※特別地域加算あり
（１月につき）

要支援１・２（週１回程度）	１，１７６円／月
（週２回程度）	２，３４９円／月
要支援２のみ（週３回以上）	３，７２７円／月

実施事業所

事業所名	所在地	電話
静和園訪問介護事業所	栄町１０８８	２-７５０２
ふれあい五箇訪問介護事業所	北方２７８-２	５-３５４１
あたご会訪問介護ステーション	郡４２５-５	５-９１６０
リベラル訪問介護事業所	上西蓮花畑１１-２	３-１０７７

◎以下のようなサービスは、ホームヘルプサービスで受けることはできません。

直接本人の援助に
該当しない。

家族など利用者以外のための家事（家族全員分の食事準備、洗濯等）
来客の対応（お茶や食事の手配）、自家用車の洗車や清掃 など

日常生活の援助の
範囲を超える。

- ・犬の散歩などペットの世話
- ・室内外の家の修理、ペンキ塗り
- ・草むしりや花の手入れ
- ・大掃除、ガラス磨き、ワックスがけ
- ・家具や電気器具などの移動や模様替え
- ・留守番
- ・医療行為
- ・正月の準備など手間をかける料理
- ・病院内での付き添い
- ・預貯金の引出しや、年金の受取など金銭や貴重品の取扱い

2 訪問看護

疾患等がある方について、看護師がご家庭を訪問し、主治医の指示にもとづいて病状の観察や手当て等を行います。

要介護1～5

療養上の世話や診療の補助を行います。



（自己負担の目安）※特別地域加算あり
訪問看護ステーションから（1回につき）
（30分未満） 471円

要支援1・2 介護予防訪問看護

介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

（自己負担の目安）※特別地域加算あり
訪問看護ステーションから（1回につき）
（30分未満） 451円

実施事業所

事業所名	所在地	電話
隠岐の島町訪問看護ステーション「かがやき」	城北町 667	2-5133

3 訪問リハビリテーション

要介護1～5

居宅での生活行為を向上させるために、主治医の指示にもとづいて、理学療法士や作業療法士が訪問によるリハビリテーションを行います。

（自己負担の目安）
1回（20分程度につき） 308円

要支援1・2 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、主治医の指示にもとづいて、理学療法士や作業療法士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

（自己負担の目安）
1回（20分程度につき） 298円

実施施設

事業所名	所在地	電話
隠岐広域連合立 隠岐病院	城北町 355	2-1356
ともいきの郷	栄町 975-2	2-7600

4 通所介護（デイサービス）

日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。また、「筋力向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などのサービスを選べます。

要介護1～5

デイサービスセンターに日帰りで通い、食事、入浴などの支援や介護を行います。



（自己負担の目安）

要介護1～5（7時間～8時間未満）
（1回につき）658円～1,148円

- 送迎にかかる費用は含まれています。
- 筋力向上、栄養改善、口腔機能の向上などのサービスを受けた場合は追加費用がかかります。
- 食費は自己負担となります。
- 費用は施設の種類によって異なります。



要支援1・2 介護予防通所介護

デイサービスセンターに日帰りで通い、食事、入浴などの支援サービスや、利用者の介護予防の目標に合わせたサービスを提供します。

（自己負担の目安）

要支援1（1月につき） 1,798円

＊月4回の利用が上限です。

要支援2（1月につき） 3,621円

＊月8回の利用が上限です。

要支援1・2 おたっしゃデイサービス

プランにより、総合事業のおたっしゃデイサービスの利用もできます。

（自己負担の目安）

要支援1（1回につき） 370円

要支援2（1回につき） 381円

＊月4回の利用が上限です。

実施事業所

事業所名	所在地	電話
中条デイサービスセンター	原田390-3	2-5922
一颯通所介護事業所	下西509-1	2-9511
ふれあい五箇通所介護事業所	北方278-2	5-3541
住吉デイサービスセンター	都万1791-1	6-3200
宅老所くすもと	那久626	6-3033
高齢者生活福祉センター蓬莱苑	布施642-1	7-4373
岬町デイサービスセンター	岬町中の津の四302	2-3454
共生型通所介護 えんがわ	加茂414	2-9033

5 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関に通い、日帰りでリハビリテーションを受けます。また、「筋力向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などのサービスを選べます。

要介護1～5

介護老人保健施設や医療機関などに日帰りで通い、食事、入浴などの支援やリハビリテーションを行います。



(自己負担の目安)

要介護1～5（6時間～7時間未満）
（1回につき）762円～1,379円

要支援1・2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などに日帰りで通い、食事などの日常生活上の支援やリハビリテーションを行い、利用者の介護予防の目標に合わせたサービスを提供します。

(自己負担の目安)

要支援1（1月につき） 2,268円
要支援2（1月につき） 4,228円

○送迎にかかる費用は含まれています。

○筋力向上、栄養改善、口腔機能の向上などのサービスを受けた場合は追加費用がかかります。

○食費は自己負担となります。

実施施設

施設名	所在地	電話
ともいきの郷	栄町975-2	2-7600

6 ショートステイ（短期入所生活介護／短期入所療養介護）

一時的に自宅でのサービス利用ができない場合に短期間、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設などに入所して、介護や機能訓練などを受けます。

※福祉系施設で日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医療系施設で医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」があります。

要介護1～5

介護者の病気、冠婚葬祭、または介護疲れの休養のため、福祉施設や医療施設に短期間入所して、入浴、食事、排泄など日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

(自己負担の目安) 短期入所生活介護

要介護1～5（1日につき）
603円～884円

(自己負担の目安) 短期入所療養介護

要介護1～5（1日につき）
830円～1,052円

要支援1・2 介護予防短期入所生活介護

要支援1・2 介護予防短期入所療養介護

福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

(自己負担の目安) 短期入所生活介護

要支援1（1日につき） 451円
要支援2（1日につき） 561円

(自己負担の目安) 短期入所療養介護

要支援1（1日につき） 613円
要支援2（1日につき） 774円

- 短期入所の連続利用は30日が限度です。
- 費用は施設の種類によって異なります。
- 滞在費、食費、日常生活費は別途必要となります。
- 認知症の方はグループホームでのショートステイが利用できる場合があります。

短期入所生活介護サービス施設・事業所

事業所名	所在地	電話
静和園短期入所施設	栄町1088	2-0541
なごみ苑短期入所施設	郡425-5	5-3811
清松園短期入所施設	郡588-1	5-2183
鳴澤の里短期入所事業所	都万1791-1	6-3200
小規模多機能ホーム 風和里	有木山崎10-1	3-0775
小規模多機能型居宅介護施設 わがんと	中村72-1	4-0560

短期入所療養介護サービス施設・事業所

事業所名	所在地	電話
ともいきの郷	栄町975-2	2-7500

7 福祉用具貸与（レンタル）

貸出料の1割を負担して13種類の福祉用具を借りることができます。
月々の「在宅サービス」支給限度額の範囲内で利用します。

要介護2～5

（対象13品目）

- 車いす（自走用、介助用、電動）
- 車いす付属品（クッション、補助装置）
- 特殊寝台（リクライニングベッド）
- 特殊寝台付属品（マットス、サイドレール）
- 床ずれ防止用具（エアマット）
- 体位変換機
- 手すり（工事不要の物）
- スロープ（工事不要の物）
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具部分をのぞく）
- 自動排泄処理装置（機能によっては貸与対象外となることがあります。）

※取扱品目、形態は事業所によって異なります。

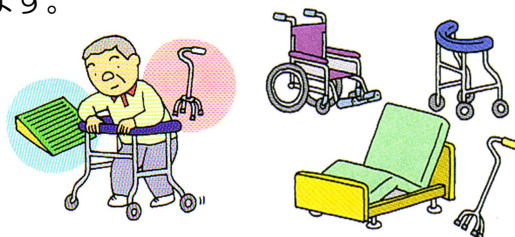
要支援1・2 要介護1

（対象5品目）

- 手すり
- スロープ
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 自動排泄処理装置（機能によっては貸与対象外となることがあります。）

※取扱品目、形態は事業所によって異なります。

※必要と認められた方は例外的に上記以外の左記品目を借りられる場合があります。



一部の福祉用具（多点杖、一点杖、固定用スロープ、歩行器※）がレンタルか購入か選べるようになります。 ※…歩行器は歩行車を除きます

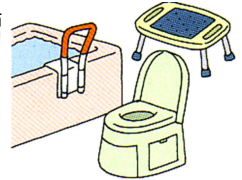
8 特定福祉用具購入

要介護1～5 要支援1・2

排泄や入浴など貸与になじまない福祉用具購入費の自己負担分を除いた額を支給します。事前に指定を受けた販売事業者から購入した用具が支給対象となりますので、担当ケアマネジャー、町の窓口などに十分相談したうえで購入をしてください。

(対象品目)

- 腰掛便座（ポータブルトイレ）●移動用リフトのつり具部分●簡易浴槽
- 入浴補助具（入浴用いす、入浴用手すり、浴槽内いす など）
- 自動排泄処理装置の交換可能部品（チューブ、タンク等）



(自己負担の目安)

利用者が購入費全額をいったん販売事業者へ支払い、領収書等を添えて申請すると、同一年度につき、10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

貸与・販売指定事業所 *（有）隠岐産機は福祉用具購入と住宅改修工事の取り扱いとなります

事業所名	所在地	電話
（有）隠岐第一商事	岬町1853-26	2-9196
（有）ライフランド	平441-8	2-6660
（有）隠岐産機	飯田前田31-5	2-3848

9 小規模多機能型居宅介護

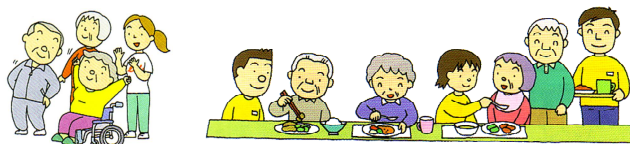
要介護1～5 要支援1・2

拠点となる施設への「通い」による介護を中心にして、利用者の状況や希望に応じて、「訪問」による介護や「泊まり」による介護を組み合わせ利用します。

(自己負担の目安)

要支援1	3,450円/月
要支援2	6,972円/月

要介護1	10,458円/月
要介護2	15,370円/月
要介護3	22,359円/月
要介護4	24,677円/月
要介護5	27,209円/月



- 居住費、食費は自己負担となります。
- 事業所によっては加算があり、自己負担が増えることもあります。



実施施設

施設名	所在地	電話
小規模多機能ホーム 風和里	有木山崎10-1	3-0775
小規模多機能型居宅介護 なかよし	下西819	3-1174
小規模多機能型居宅介護施設 わがんと	中村72-1	4-0560

10 住宅改修費支給

要介護1～5 要支援1・2

自宅で自立した生活をしやすいとする目的で住宅を改修する場合に、要支援・要介護の認定区分にかかわらず補助対象となる費用（20万円）を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。ご利用にあたっては下記事項に気をつけてください。

【注意事項】

- どんな工事でも給付対象となるわけではありません。改修の必要性を感じたら、必ず担当ケアマネジャー等に改修の内容や妥当性について十分に相談してください。
- 改修着工前に必要書類を揃えていただき、事前承認審査の届出をしてください。
- 事前承認審査を受けて必要な改修と認められた工事のみが給付対象となります。所要の手続きを行っていない工事は給付対象外となります。
- 新築、増築に伴う工事は対象となりません。入院、入所中の方は利用できません。

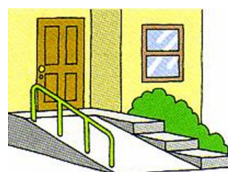
【改修業者】

介護保険の住宅改修は利用者である介護保険認定者個々の身体状況等によって改修内容を十分検討する必要がある、通常のバリアフリー改修以上に知識や経験が必要となります。

改修業者はケアマネジャーや地域包括支援センター等関係者と連携し、利用者の身体状況に適した改修を行います。

【給付対象となり得る工事】

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- すべり防止、移動の円滑化のための床材の変更
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え



（利用者の状況等によっては上記工事に該当しても給付対象とならない場合もあります）

事前に申請が必要です！

領収書を保管しておきましょう

「特定福祉用具購入」と「住宅改修費支給」にあたっては、
保険者（隠岐広域連合）に申請が必要です。

「特定福祉用具購入」の場合

- 申請書
- 領収書（写し可）
- 購入した福祉用具のパフレットなど

「住宅改修費支給」の場合

- 工事費内訳書
- 領収書（写し可）
- 改修前と改修後の写真（日付必要）

●いったん利用者が全額負担します。申請後、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

④ 施設・居住系サービス

介護・支援の必要な高齢者が、生活支援サービスと住まいが一体となって提供されている施設等に入所（入居）するものです。

（１）介護保険で入所（入居）できる施設

１ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護３～５

常時介護が必要で居宅生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けることができます。入所の申し込みや詳細については各施設へお問い合わせください。

（自己負担の目安）※ユニット型、１か月３１日で計算した場合

介護費用（１割負担分）		食費	居住費	その他
要介護１	約２０，７７０円／月	約４３，０００円／月	約６１，０００円／月	日常生活費等
要介護２	約２２，３２０円／月			
要介護３	約２４，５８３円／月			
要介護４	約２６，７２２円／月			
要介護５	約２８，７９９円／月			

※あくまでも目安ですので、詳細な費用負担額は施設へお問い合わせください。

○自己負担額は介護費用と食費、居住費、日常生活費等をあわせた額となります。

○オムツ代は介護費用に含まれます。

○部屋のタイプにより介護費用、居住費は異なります。

○所得に応じて負担の軽減制度があります。

実施施設

施設名	所在地	電話
特別養護老人ホーム 静和園	栄町１０８８	２-０５４１
特別養護老人ホーム なごみ苑	郡４２５-５	５-３８１１
特別養護老人ホーム 鳴澤の里	都万１７９１-１	６-３２００



2 介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護1～5

治療しなくてもよい状態まで病気は回復しているが、まだ家に戻れる状態になっていない方が、リハビリや在宅介護の準備のために一時的に入所し、医学的な管理のもとで日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

入所の申し込みや詳細については施設にお問い合わせください。

（自己負担の目安）※個室で計算した場合

介護費用（1割負担分）		食費	居住費	その他
要介護1	約22,227円/月	約43,000円/月	約61,000円/月	日常生活費等
要介護2	約23,653円/月			
要介護3	約25,668円/月			
要介護4	約27,373円/月			
要介護5	約28,892円/月			

※あくまでも目安ですので、詳細な費用負担額は施設へお問い合わせください。

○自己負担額は介護費用と食費、居住費、日常生活費等をあわせた額となります。

○オムツ代は介護費用に含まれます。

○部屋のタイプにより介護費用、居住費は異なります。

○所得に応じて負担の軽減制度があります。

●入所中の医療行為は基本的には、施設内での処置となります。

実施施設

施設名	所在地	電話
老人保健施設 ともいきの郷	栄町975-2	2-7500



3 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方で要介護1～5 要支援2 ※要支援1の方は利用できません

認知症の方が家庭的で落ち着いた環境の中で9人～18人で共同生活をしながら、介護や機能訓練を受けられます。

入所の申し込みや詳細については各施設にお問い合わせください。

（自己負担の目安）

要支援2（1日につき） 761円

要介護1～5（1日につき） 765円～859円



○居住費、食費は自己負担となります。○内容等により費用が異なります。

実施施設

施設名	所在地	電話
グループホーム いこいの家	栄町1076-1	2-8270
グループホーム やすらぎの家	城北町533-3	2-5504
グループホーム さち	栄町572	2-0121
グループホーム 和水屋	中村森四1542-1	4-0091
グループホーム さくら荘	郡582-1	5-9111
グループホーム みのりの家	都万2472-3	6-2626

（2）介護保険以外で入所（入居）できる施設

1 高齢者生活支援ハウス

おおむね65歳以上で一人暮らしの方や、高齢者夫婦のみの世帯で、高齢などの理由で自立した生活を送ることに不安のある方に居室を提供します。また介護保険サービスも併せて利用いただけます。

（サービスの内容）

サービスの内容	設備等
○居室の提供 ○食事の提供（希望者） ○生活相談 ○疾病、負傷等の緊急時の対応	全室冷暖房完備 トイレ付 テレビ、冷蔵庫、タンス等備品貸出有り

（利用料）

- 部屋代 4,000円～50,000円／月（収入により費用負担の額が決定）
- 共益費 15,000円／月（光熱水費、クリーニング代含む）
- 食事代 1,200円／日（希望者のみ）

施設名

施設名	所在地	電話
高齢者生活福祉センター 蓬萊苑	布施642-1	7-4373

2 高齢者共同住宅

おおむね65歳以上で一人暮らしの方が入居し、食事が提供される賃貸型の共同住宅です。居室は独立、共用の食堂・談話室などがあり、在宅生活に近い暮らしが可能です。

(入所の要件)

○生活全般の介助を必要としない、自立した生活が営める方。○共同生活になじめる方。

※入所後に要介護となった場合は、この限りではありません。

(家賃)

○1居室当たり1人利用の場合 20,000円/月

○1居室当たり2人利用の場合 15,000円/月(1人当たり)



施設名

施設名	所在地	電話
隠岐の島町高齢者共同住宅 すがの荘	郡425-5	5-2080

申し込み先

事業所名	所在地	電話
社会福祉法人 愛宕会	郡425-5	5-3811

3 養護老人ホーム

居住環境や経済的理由により、自宅において生活することが困難な方が入所し、生活支援を受けたり、自立した日常生活を営み、社会生活に参加するために必要な指導、訓練を受けることができます。

(入所の要件)

○おおむね65歳以上 ○他に養護する人がいない

○環境や経済的理由で自宅での生活が困難 ○要介護3まで

○本人及び生計の中心者の市町村民税(所得割)が非課税(均等割り課税は可能)



(利用料)

○本人…前年の収入に応じて負担金が決まります。

○扶養義務者…前年の所得税課税額に応じて負担金が決まります。

(入所判定審査)

○入所には入所判定委員会の審査が必要です。



施設名 ※空室ができた施設へ順番に入所していただくため、施設は選べません。

施設名	所在地	電話
養護老人ホーム 百寿荘	栄町1091	2-1020
養護老人ホーム 清松園	郡588-1	5-2183
養護老人ホーム 鳴澤の里	都万1791-1	6-3200

申し込み先

担当部署	所在地	電話
隠岐の島町役場 保健福祉課 高齢者福祉係	下西78-2	2-4500

⑤ 要介護認定を受けている方への福祉サービス

1 配食サービス

家族からの支援が難しく、調理が困難な高齢者の方等へ、訪問により食事を届け、安否確認を行います。

要介護1～5

週7食まで

(自己負担の目安)

事業所による 300円～600円程度

実施事業所

事業所名	所在地	電話
おふくろの里	中村1541-40	4-0296
ふれあい五箇	北方278-2	5-3541
蓬萊苑	布施642-1	7-4373
まごころ弁当 隠岐店 (サンテラス)	城北町376	3-0100
くすもと弁当	那久626	6-3033

要支援1・2

週2食まで

(自己負担の目安)

事業所による 300円～600円程度



※利用できる地域、曜日など事業所により異なります。

申し込み先

担当部署	所在地	電話
隠岐の島町役場 保健福祉課 高齢者福祉係	下西78-2	2-4500

2 介護用品の支給

高齢者の在宅介護に必要な介護用品（消耗品）を支給します。

要介護4～5（介護を受ける方、介護にあられるご家族が住民税非課税世帯であること）

(対象者)

住民税非課税世帯で、要介護4・5の高齢者を自宅で介護している家族

(給付額)

月額 5,000円を支給限度とし、支給券を交付します。

(対象品目)

紙オムツ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、
口腔内清拭用綿棒 など



申し込み先

担当部署	所在地	電話
隠岐の島町役場 保健福祉課 高齢者福祉係	下西78-2	2-4500

⑥ 一般高齢者向け福祉サービス

1 日常生活用具貸与サービス

急な身体の状態変化などにより、支援が必要な方に介護用品を貸出します。

(貸与期間) 3か月

(貸与品目) ベッド、柵、マットレス、車いす

(費用の目安)



貸出は無料 ※ベッドマットレスについては、汚れの状態によってクリーニング代が実費負担となります。

4,500円(クリーニング代) 約7,500円(カバー交換代)

2 高齢者緊急時訪問介護員派遣サービス

本人または家族の都合で、急にサービスが必要になった時、ヘルパーを派遣し生活の支援をします。

(利用の条件)

1日当たりの利用時間 1時間～1時間30分以内

サービスの利用期間 1か月あたり5日以内、最大2か月の利用

(自己負担の目安)

介護認定を受けていない方 1回あたり 390円

実施事業所

事業所名	所在地	電話
静和園訪問介護事業所	栄町1088	2-7502
ふれあい五箇訪問介護事業所	北方278-2	5-3541
あたご会訪問介護ステーション	郡425-5	5-9160
リベラル訪問介護事業所	上西蓮花畑11-2	3-1077

申し込み・お問い合わせ先

担当部署	所在地	電話
隠岐の島町役場 保健福祉課 高齢者福祉係	下西78-2	2-4500

3 高齢者緊急時短期入所サービス

本人または家族の都合で、急にサービスが必要になった方に対し、短期間、特別養護老人ホームや養護老人ホームに入所し、生活を支援します。

○対象者：要介護認定を受けていない方

○サービスの利用期間：7日以内

（自己負担の目安）

1日につき 1,650円

送迎を希望する場合は、片道 200円加算

滞在費、食費、日常生活費は別途自己負担となります

短期入所施設が空いているときにのみ利用可能となります。

実施施設

施設名	所在地	電話
静和園短期入所施設	栄町1088	2-0541
なごみ苑短期入所施設	郡425-5	5-3811
清松園短期入所施設	郡588-1	5-2183

4 認知症カフェ「ふらっと」

隠岐の島町では認知症の方やその家族、地域住民の方が気軽に集い、日頃の情報交換や相談、そして認知症の予防等について楽しく学べる場を提供しています。

（活動内容）

○茶話会

○レクリエーション（体操、音楽 など）

○認知症についての講話

（開催日）

下記へお問い合わせください。

申し込み・お問い合わせ先

担当部署	所在地	電話
隠岐の島町地域包括支援センター	下西78-2	2-4500

5 はつらつサロン

閉じこもり予防を目的に要介護状態にならないためのサロンを実施します。

(内容) 健康チェック、各種体操、昼食、趣味活動、外出活動 など

(費用の目安) 1回 275円 + 食費(500円～600円)別途自己負担が発生します。

(実施場所)

地域	会場
西郷圏域	岬町デイサービスセンター(かえで)
東郷圏域	岬町デイサービスセンター(かえで)
磯 圏域	岬町デイサービスセンター(かえで)
五箇圏域	隠岐の島町地域福祉センター(ふれあい五箇)



申し込み・お問い合わせ先

担当部署	所在地	電話
隠岐の島町地域包括支援センター	下西78-2	2-4500

6 健康教室の開催



寝たきり等の要介護状態になることを予防するため、介護予防に関する講話・実技等を実施します。

(開催日)

町より発行される「お知らせ便」をご覧になるか下記申し込み先へお問い合わせください。

(参加料) 無 料

申し込み・お問い合わせ先

担当部署	所在地	電話
隠岐の島町役場 保健福祉課 健康係	下西78-2	2-8562

7 らくらくエクササイズ事業

高齢者の皆さんが定期的に運動できる機会を確保し、より元気な高齢期を過ごしていただくことを目的に、プールやスタジオを使った教室の利用料を助成します。

(内容) 1か月分の会費を半額助成(開始時のみ6か月間)



申し込み・お問い合わせ先

施設名	所在地	電話
隠岐の島町教育文化振興財団	西町吉田の二番地	2-0237

8 老人クラブ ～創造と連帯の輪を求めて～

隠岐の島町では、町内に単位老人クラブがあり、高齢者が住み慣れた地域で親しい仲間と共に生きがいある毎日を過ごせるよう楽しく語らい、健康づくり運動やお互いの助け合い活動、趣味や教養学習活動、スポーツや旅行、あるいは世代間交流活動などを行っています。

（対象者）

おおむね60歳以上の方なら誰でも入会できます。

（入会の方法）

地域の単位老人クラブに直接申し込んで下さい。



9 日常生活自立支援事業

介護保険等の福祉サービスを利用したいけど、利用の仕方が分からない、福祉サービスの利用料が一人で払えない、いろいろなお金の支払いに自信がない、通帳や権利書の管理が心配。このようなことで、お困りの方が、住み慣れた地域で自立して生活できるように援助する事業です。

（援助の内容）

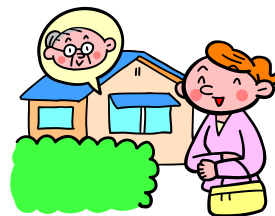
- 福祉サービスについての情報提供
- 福祉サービスを利用したいときの利用手続きの援助
- 福祉サービスの利用料の支払い援助
- 日常的な金銭管理の援助
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用するための援助
- 通帳、印鑑、権利書などの保管

（対象者）

判断能力に不安のある方

（利用料）

契約後、提供されるサービスについては有料となります。



内容	利用料
福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理のサービス（1時間あたり）	1,400円
生活支援の交通費（自家用車の場合 1kmあたり）	20円
通帳などの預かりを希望された場合（1ヶ月あたり）	200円
その他（住民票の届出手続き、商品購入のクーリングオフの手続きなど）	相談

*生活保護を受けている方は通帳などの預かりのみ有料です。

（援助者について）

支援計画に基づいて生活支援員が利用者のもとに伺い、サービスを提供します。

申し込み・お問い合わせ先

事業所名	所在地	電話
隠岐の島町社会福祉協議会	原田 396	2-6377（専用電話）

⑦ 総合事業対象者向けサービス

1 おたっしゃデイサービス



総合事業対象者に選定され、この事業への参加が適当と判断された方を対象に、要介護状態への進行を予防し、在宅で自立した生活ができるように運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上についての指導を各デイサービスセンターで月4回を上限に実施します。

(自己負担の目安) 1回あたり 370円+食費(500~600円)

(介護予防プログラムの種類)

○運動機能向上 ストレッチや有酸素運動、筋力向上トレーニングなど

○口腔機能向上 口腔清掃や咀嚼(そしゃく)訓練、嚥下(えんげ)機能訓練など

実施事業所

事業所名	所在地	電話
中条デイサービスセンター	原田390-3	2-5922
一颯通所介護事業所	下西509-1	2-9511
ふれあい五箇通所介護事業所	北方278-2	5-3541
住吉デイサービスセンター	都万1791-1	6-3200
高齢者生活福祉センター蓬莱苑	布施642-1	7-4373
岬町デイサービスセンター	岬町中の津の四302	2-3454

申し込み先

事業所名	所在地	電話
隠岐の島町地域包括支援センター	下西78-2	2-4500

2 パワーリハビリ

総合事業対象者に選定され、この事業への参加が適当と判断された方を対象に、要介護状態への進行を予防し、在宅で自立した生活ができるよう個別の能力に応じたプランを作成し、パワーリハビリ機器を利用して実施します。

(自己負担の目安)

1回あたり 330円



実施事業所

事業所名	所在地	電話
ふれあい五箇	北方278-2	5-3541

申し込み先

事業所名	所在地	電話
隠岐の島町地域包括支援センター	下西78-2	2-4500

3 配食サービス

総合事業対象者に選定され、栄養改善の必要性がある方に対し、低栄養を予防し、バランスのとれた食事の提供と安否確認を目的に定期的に届けます。

週2回まで隠岐の島町の助成が受けられます。

(自己負担の目安)

事業所による 300円～600円程度



実施事業所

事業所名	所在地	電話
おふくろの里	中村1541-40	4-0296
ふれあい五箇	北方278-2	5-3541
蓬萊苑	布施642-1	7-4373
まごころ弁当 隠岐店 (サンテラス)	城北町376	3-0100
くすもと弁当	那久626	6-3033

※利用できる地域、曜日など事業所により異なります。

申し込み先

担当部署	所在地	電話
隠岐の島町役場 保健福祉課 高齢者福祉係	下西78-2	2-4500

医療機関等一覧

■病院・診療所

施設名	住所	電話	Fax
隠岐広域連合立隠岐病院	城北町 355	2-1356	
宇野内科医院	有木月無 1-1	2-2572	2-6534
高梨医院	栄町 1410	2-0049	2-1665
半田内科クリニック	西町八尾のー9	2-6280	2-1127
隠岐の島町国保 五箇診療所	郡 584-1	5-2005	5-2861
久見へき地診療所	久見 309-2	5-2256	
隠岐の島町国保 都万診療所	都万 1773-1	6-2025	6-2651
那久出張所	那久 156-2	6-2877	
隠岐の島町国保 中村診療所	中村 8-1	4-0011	4-0093
布施へき地診療所	布施 642-1	7-4346	7-4366

■歯科診療所

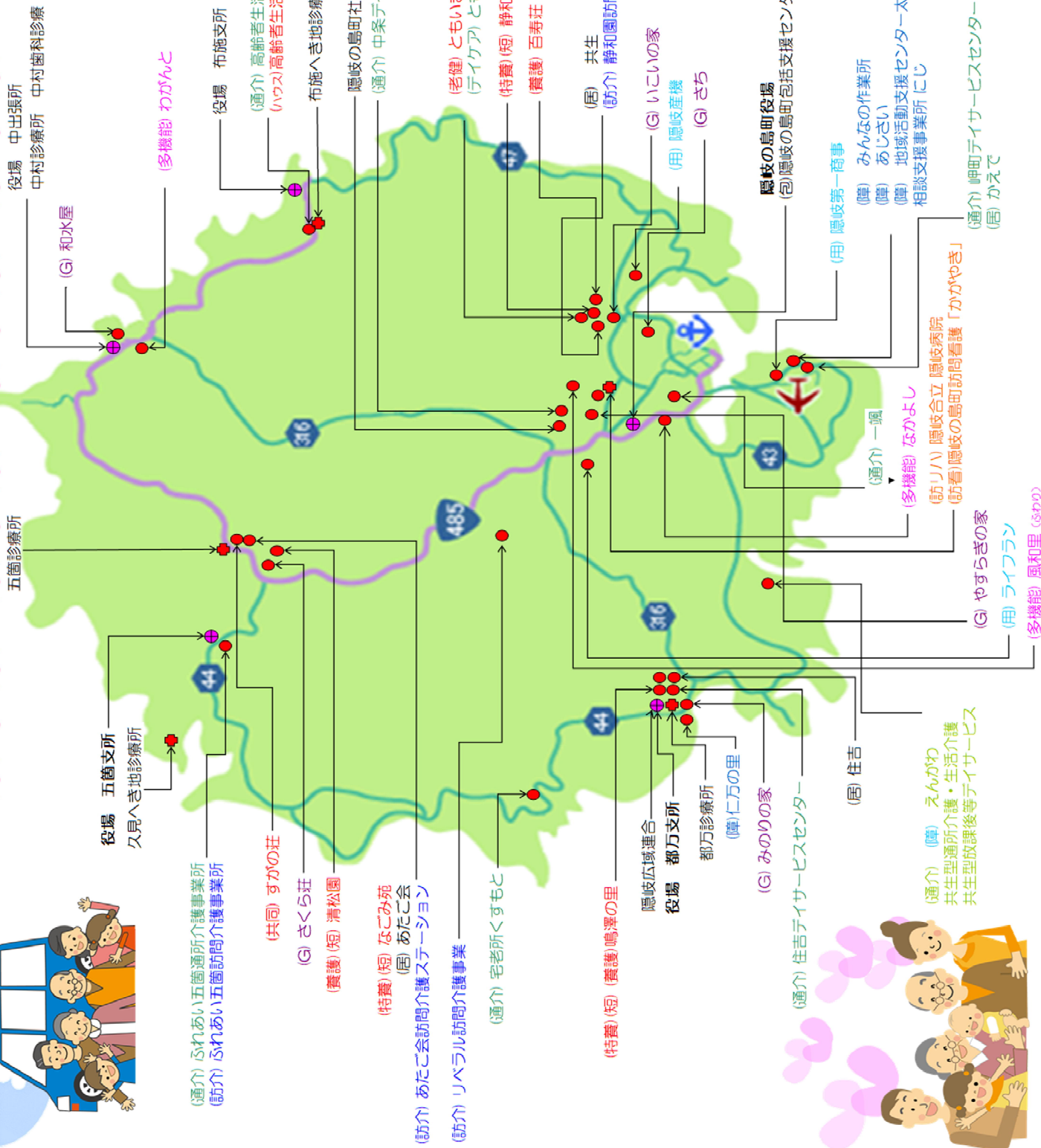
施設名	住所	電話	Fax
隠岐の島町国保 五箇歯科診療所	郡 584-1	5-2301	5-2861
隠岐の島町国保 都万歯科診療所	都万 1773-1	6-2858	6-2651
隠岐の島町国保 中村歯科診療所	中村 8-1	4-0130	
隠岐の島町国保 西郷歯科診療所	西町八尾のー1 番地 7	3-1182	
酒井歯科医院	西町吉田の 3-16-11	2-0606	2-4545

■薬局

施設名	住所	電話	Fax
スイングおき薬局	城北町 355-3	3-0080	3-0090
くすりのさかい（サンテラス内）	城北町 376	2-4359	2-4349

隠岐の島町地域福祉マップ

(令和8年4月作成)



<凡例>

- (包)：地域包括支援センター
- (居)：居宅介護支援事業所
- (訪介)：訪問介護(ホームヘルプサービス)
- (通介)：通所介護(デイサービス)
- (デイケア)：通所リハビリテーション
- (認通)：認知症対応型通所介護
- (訪看)：訪問看護
- (訪リハ)：訪問リハビリテーション
- (用)：福祉用具の貸与・販売
- (G)：グループホーム
- (認知症対応型共同生活介護)
- (短)：短期入所施設
- (特養)：特別養護老人ホーム
- (老健)：老人保健施設
- (養護)：養護老人ホーム
- (特定施設入所者生活介護)
- (外部サービス利用型特定施設)
- (共同)：高齢者共同住宅
- (ハウス)：高齢者生活支援ハウス
- (障)：障がい者施設
- (多機能)：小規模多機能型居宅介護施設